

施設整備費の物価変動について

資材価格の急激な変動に伴う対応策として、本事業の入札説明書 P22 に下記を追加します。
なお、具体的な運用は、静岡市建設工事請負契約約款第 25 条に関する運用基準を準用します。

記

4) 施設の整備業務に関する建設費の改定

- ア 市又は事業者は、施設整備期間内で本契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により本施設の建設費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して建設費に係る対価の変更を請求することができる。
- イ 市又は事業者は、アの規定による請求があったときは、変動前工事代金額（本施設の建設費から当該請求時の出来形部分に相応する本施設の建設費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、本施設の建設費に係る対価の変更に応じなければならない。
- ウ 変動前工事代金額と変動後工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と事業者で協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。
- エ アの規定による請求は、本施設の建設費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、ア「本契約締結の日」とあるのは「直前のアの規定に基づく本施設の建設費に係る対価変更の基準とした日」とするものとする。
- オ 特別な要因により施設整備期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ本施設の建設費が不相当となったときは、市又は事業者は、前アからエの規定によるほか、本施設の建設費に係る対価の変更を請求することができる。
- カ 予期することのできない特別の事情により、施設整備期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本施設の建設費が著しく不相当となったときは、市又は事業者は、前アからオの規定にかかわらず、本施設の建設費に係る対価の変更を請求することができる。
- キ オ及びカの場合において、本施設の建設費の変更額については、市と事業者で協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。
- ク ウ及びキの協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市がア、オ又はカの請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

以上